

千葉県棚田地域振興計画

令和8年3月9日

第一 棚田地域の振興の目標

千葉県は、房総半島南部の嶺岡山系を中心に棚田地域を有しており、古くから良質米の産地として知られている。この地域は、温暖な気候を活かした特色ある農業が展開され、農林水産業が盛んな本県を支えている。

「東京から一番近い棚田百選」である鴨川市の大山千枚田では、NPO法人が中心となり棚田オーナー制度を通じた棚田の保全活動に加え、景観を活かした棚田のライトアップ、小学生の体験学習の受け入れ、棚田米を活用したレストランの運営など様々な活動を行っており、棚田が地域振興の核となる可能性を有していることがわかる。

しかしながら、棚田を多く有する中山間地域では、人口の減少や高齢化による集落機能の低下、鳥獣による農作物被害及び生活被害が増加しているなど多くの課題を抱えており、地域の共同活動によって支えられている棚田の荒廃が懸念されている。

このため、本県では棚田を保全する取組を支援することにより、棚田が有する多面的機能の維持・発揮を図ること、また、都心から近く、国際空港を有する本県の特徴を活かした都市農村交流、観光等の取組を促進することで、棚田を核とした棚田地域の振興を図ることを目標とする。

なお、本計画に基づき棚田地域の振興を図るにあたっては、棚田地域振興法、国土形成計画、山村振興計画、過疎地域持続的発展計画、農業振興地域整備計画、地域再生計画、特定居住促進計画など地域振興に関する計画との調和を保つものとする。

第二 棚田地域の振興における方向性

棚田地域の振興における方向性は以下のとおりとする。

1 棚田地域の集落の維持

(1) 所得向上と雇用確保

棚田地域は食料供給だけでなく、国土保全、水源涵養、文化伝承など多面的な機能を有し、これらは農業の担い手だけでなく、地域の住民によって支えられている。これらの人々が安定して生活できるよう、棚田地域での所得向上と雇用確保を推進していく。

(2) 人々が安心して住み続けられるための条件整備

棚田地域の人々が継続的に住み続けるには、所得向上と雇用確保に加え、地域コミュニティ機能の維持・強化や生活インフラの確保を通じて、安心して暮らせる条件を整備していく。

2 棚田地域を支える人の確保

人口減少や高齢化により集落機能の低下が進む棚田地域を支えるためには、地域内の人だけでなく、地域外の人が存在が重要である。そのため、棚田地域が有する景観・伝統・文化など地域固有の魅力を発信することにより、移住・定住者を受け入れ棚田地域を支える人を確保していく。

第三 棚田地域の振興における施策

第二の方向性に基づき、以下の施策を展開する。

1 棚田地域の振興に関連する施策

(1) 農業生産活動、農産物の加工・販売の促進等に資する施策

ア 棚田の保全を図るため、棚田を含む中山間地域等における農業生産活動の継続を支援する日本型直接支払制度の活用を促進する。

イ 農地の集積・集約や農業生産基盤の整備を行う。

ウ 地域特性を生かした農作物のブランド化や6次産業化による加工・販売を支援する。

エ バイオマス・再生可能エネルギーの活用など、農業と他分野との組み合わせによる農村発イノベーションを促進する。

(2) 観光資源の魅力向上等、観光の促進に資する施策

ア 市町村等が行う棚田地域における観光資源を活用した体験プログラムの開発などの取組に対して支援する。

イ 農家民泊の拡充や古民家の再生などにより、宿泊を想定した観光産業の促進を図る。

ウ 棚田地域での農業体験などを通じて地域の人々と交流し、田園景観などふるさとの風景を楽しむグリーン・ブルーツーリズムの取組を推進する。

エ 棚田地域が観光客の受け入れを行う際は、公衆トイレや駐車場、観光案内板等の整備を支援する。

(3) 国土保全に資する施策

ア 棚田は地すべりがおこりやすい地形であり、山腹に形成される棚田の保全を図るため、地すべり防止等の国土保全に関する施策の活用を促進する。

(4) 地域コミュニティ機能の維持・強化に資する施策

ア 棚田地域における日常生活に必要な集落機能を維持していくため、生活サービスや地域活動の場を集約・確保できるよう、地域社会の維持・活性化に資する取組を支援する。

イ 地域コミュニティ機能の維持・強化には、地域住民の自発的な活動が必要なことから、地域が世代を超えて、集落の将来像を話し合う取組や、地域づくりを担う地域運営組織などを設立する取組を支援する。

(5) 生活インフラの確保に資する施策

ア 集落の住宅団地造成や空き家の利活用による住居環境の整備を行う。

- イ 集落への接続道路の整備や地域の実態に即した地域公共交通の確保に向けた市町村の取組を支援する。
 - ウ 情報通信基盤を整備し、ICTの活用により、医療や教育、農業のスマート化を図る。
- (6) 自然環境の保全・活用、鳥獣被害対策等に資する施策
- ア 棚田地域は、多様な自然環境を有していることから、豊かな環境を活かした生物の多様性の確保や棚田地域における自然体験イベントやエコツーリズムなど自然環境の保全・活用に資する施策を促進する。
 - イ 多くの棚田地域では鳥獣による農作物被害及び生活被害を抱えていることから、棚田地域全体での捕獲、防護及び生息環境管理による被害対策とジビエの利活用を総合的に推進していく。
- (7) 歴史的価値の高い文化的景観等、文化財の保護・活用に資する施策
- ア 県指定名勝である大山千枚田は美しい景観を誇り、文化財として貴重な価値を有している。このような棚田地域の美しい景観を維持するため、文化的景観等、文化財を保護・活用するための施策の活用を促進する。
- (8) 移住・定住の促進や棚田地域を支える人の確保に資する施策
- ア 都市住民や若者などの移住・定住を促進し、棚田の保全の新たな担い手とするため、「地域おこし協力隊」などの制度の活用を支援する。
 - イ 棚田地域との関わり方を広げるため、副業・兼業、二地域居住、週末の田舎暮らしなど従来のライフスタイルに捕らわれない多様なライフスタイルの提案、実践に向けた支援を行う。
 - ウ 棚田地域への定住や訪問などの直接的な関わり方以外にも、間接的に棚田地域を支える人材を確保するため、クラウドファンディングやふるさと納税などの取組を促進していく。

2 千葉県独自の支援施策

(1) 中山間ふるさと・水と土保全対策事業

中山間ふるさと・水と土保全対策事業の積極的な活用により、棚田地域における農地や土地改良施設の有する多面的機能の良好な発揮と都市住民等も交えた継続的な地域住民の活動の活性化を図り、棚田等の保全及び棚田地域の振興を行うものとする。

(2) 棚田カード

地域外からの棚田への訪問を促し、棚田のもつ多様な魅力と、棚田を維持保全するための取組に対する理解を求めることを目的として、棚田カードの作成・配布を推進する。

(3) グリーン・ブルーツーリズム活動推進事業

地域の特性、課題を抽出し、それにあつた研修等を実施することでグリーン・ブルーツーリズムの取組を推進する。

3 棚田地域に関する情報の発信

千葉県内の棚田地域に関する情報については、観光案内所や道の駅等におけるPRチラシや案内板の設置、千葉県ホームページにおける棚田地域関連ページの開設、棚田カードの活用などを行い、国内外に広く発信することによって、千葉県の棚田地域の認知度の向上を図る。

また、全国の先進的・モデル的な棚田地域の事例については、国とも積極的に連携をしながら、幅広く発信を行うことで、千葉県内の棚田地域において横展開を図る。

第四 棚田地域の振興における施策を推進するために必要な事項

1 千葉県における推進体制

指定棚田地域の申請や指定棚田地域振興活動計画の認定申請協議など棚田地域の振興に関する窓口については、農林水産部農地・農村振興課が担うものとする。また、棚田地域に対して分野横断的・総合的な支援を行うために、関係部局間で十分な連携を図ることとする。

2 指定棚田地域の指定申請に関する基本的考え方

指定棚田地域の指定申請にあたっては、国の基本方針に定められた以下の指定基準に従い、関係部局、関係市町村と綿密に連携しながら、選定することとする。

(1) 振興のための措置を講ずることが適当であると認められる棚田地域

ア 棚田地域の振興を図る必要性が高いこと

人口の減少、高齢化の進展等の社会情勢の変化により、棚田が荒廃の危機に直面していると認められること。

イ 棚田地域の多面にわたる機能の維持及び発展が期待できること

農産物の供給、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、伝統文化の継承などの多面にわたる機能に優れた棚田地域であり、その維持及び発展が図られること。

(2) 地域活動が円滑かつ確実に実施されると見込まれる棚田地域

ア 棚田地域の振興及び棚田等の保全を推進する既存の組織が存在する、又はそのような組織が構築されること。

3 指定棚田地域の指定申請を行わなかった棚田地域

指定棚田地域の指定申請を行わなかった地域についても、日本型直接支払制度や中山間ふるさと・水と土保全対策事業などを活用しながら、棚田等の保全を図るものとする。